



◆所得が低い世帯の国保税の軽減

世帯の被保険者全員(擬制世帯主※含む)の所得合計が軽減判定基準額以下であれば、国保税のうち均等割額と平等割額に軽減率を乗じた金額が減額されます。

所得が低い世帯の国保税の軽減措置の拡充が図られ、次のとおり軽減判定基準額が決定しました。

なお、申請の手続きは必要ありませんが、軽減は申告された前年の所得に基づき措置が講じられますので、未申告の被保険者(擬制世帯主を含む)がいる世帯については、軽減されません。

※擬制世帯主：世帯主本人は国保の被保険者ではないが、世帯員が国保の被保険者のため、国保の各種届出や国保税の納付義務を負っている世帯主のことです。

軽減判定基準額			
軽減率	7割	5割	2割
平成30年度	33万円以下	33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	33万円+(50万円×被保険者数)以下
平成31年度	33万円以下	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円×被保険者数)以下

被保険者数：擬制世帯主は含みません。同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方は含みます。



◆非自発的失業者に係る国保税の軽減

倒産や解雇などで職を失った方が、退職の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして所得割、軽減判定基準額を計算し、在職時と同程度の保険税負担で医療保険に加入することができるよう、保険税の負担を軽減する制度です。

この軽減の対象となる方は、[市民課国保係](#)へ申請してください。



◆旧被扶養者に係る国保税の減免

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その被扶養者が国保に加入した場合、65歳以上であれば減免があります(減免には申請が必要です)。所得割は賦課されません。均等割及び旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割については加入から2年間に限り半額になります。(平成29年4月までに旧被扶養者として加入された方は今年度より所得割のみ減免になります。)

■問い合わせ

国民健康保険税について **税務課市民税係 ☎880-6554**
 国民健康保険の資格・保険給付・非自発的失業者に係る保険税の軽減について **市民課国保係 ☎880-6555**



◆本年度の国民健康保険特別会計の予算を公表します

本年度の予算は、前年度と比較して歳入・歳出ともに3億170万円増加しています。これは、被保険者の高齢化や医療の高度化により保険給付費が増加していることと本年度、南国市が県に納める国保事業費納付金が増えたのが主な要因です。

歳出は増えましたが、国保財政調整基金を取り崩すことで、国保税の税率は変更せずに予算を編成しています。

令和元年度 国民健康保険特別会計 予算			
歳入 (単位:千円)			
科目	平成30年度予算額	令和元年度予算額	比較
国保税			
現年度分	1,008,682	970,836	△ 37,846
滞納分	45,923	38,311	△ 7,612
小計	1,054,605	1,009,147	△ 45,458
使用手数料及び			
総務手数料	1	1	0
督促手数料	1,000	1,000	0
小計	1,001	1,001	0
県支出金			
普通交付金	4,161,745	4,448,401	286,656
特別交付金	79,714	82,685	2,971
小計	4,241,459	4,531,086	289,627
繰入金			
一般会計繰入金	543,184	555,673	12,489
基金繰入金	25,000	70,042	45,042
小計	568,184	625,715	57,531
繰越金	1	1	0
その他の収入	17,156	17,156	0
歳入合計	5,882,406	6,184,106	301,700
歳出 (単位:千円)			
科目	平成30年度予算額	令和元年度予算額	比較
総務費	82,422	83,294	872
療養給付費	3,682,679	3,778,288	95,609
療養費	26,972	19,789	△ 7,183
審査支払手数料	13,200	13,200	0
高額療養費	569,017	636,814	67,797
高額介護合算療養費	310	310	0
出産育児諸費	20,263	20,173	△ 90
葬祭費	2,400	2,400	0
移送費	100	100	0
小計	4,314,941	4,471,074	156,133
国保事業費納付金			
医療給付費分	1,043,265	1,150,009	106,744
後期高齢者支援金等分	293,244	323,018	29,774
介護納付金分	101,192	111,790	10,598
小計	1,437,701	1,584,817	147,116
共同事業拠出金	10	10	0
保健事業費			
特定健康診査等事業費	26,413	25,913	△ 500
保健衛生普及費	14,887	14,745	△ 142
小計	41,300	40,658	△ 642
基金積立金	1	1	0
公債費	500	500	0
その他の支出	4,531	3,752	△ 779
予備費	1,000	0	△ 1,000
歳出合計	5,882,406	6,184,106	301,700



◆国保税の賦課限度額を変更しました

国保税の医療分の賦課限度額を次のとおり変更しました。平成31年度の納税通知書は7月中旬に発送する予定です。

区分	()内は平成30年度以前の計算基準です		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40歳~64歳のみ)
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円
※1世帯の税額の上限	(580,000円)	(190,000円)	(160,000円)